

みのる法律事務所便り  
第 3 0 7 号  
平成 2 7 年 1 1 月

みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

## 結婚契約（離婚契約）書



### ○座談

当事務所の事務長・千葉美智さんが『法律事務所の事務員が答えた本』（「ピンクの本」）シリーズの第4弾として、『離婚問題で悩んでいる方のために —（その1）離婚の方法編』を発売する運びとなりました。

その本は、Q & A（問いと答え）という形式で「現在の法律や裁判だったら、どういうことになるのだろうか」という見通しを手っ取り早く知ることができるというものです。

この原稿を見させてもらったところ、確かに現在の法律や裁判ではこういう結論になるけれども、「どうしてこのようになっているのだろうか」という背景や、「こんなやり方でいいのだろうか」という疑問や、「こんなふうにした方がいいのではないか」と思うことが少なくありませんでした。

そこで、私と事務長に当事務所の情報室長・泉洋美さんに加わってもらって、それぞれ思うところを話し合ってみました。いわば、座談ということになります。

その話し合いの中で、「結婚契約書」または「離婚契約書」という話が出ました。その話が面白かったので紹介させていただきます。

### ○離婚は3組に1組強

#### 千葉

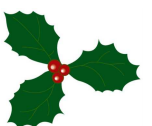
当事務所で取り扱う事件は、数から言えば離婚問題が圧倒的に多いのですが、世の中ではどのくらい離婚があるのでしょうか。

#### 泉

厚生労働省の平成26（2014）年の『人口動態統計』によりますと、平成26（2014）年の婚姻件数は64万3,749組に対し、離婚件数は22万2,107組となっています。ですから、婚姻件数に対する離婚件数の割合（以下「離婚率」と言います）は、平成26（2014）年は34.5%となっています。

黄色い本、青い本、さくら色の本、ピンクの本等、「いなべんの本」は株式会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800  
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> - 1 -





因みに、平成25（2013）年の婚姻件数は66万0,613組、離婚件数は23万1,383組で、離婚率は35%でした。婚姻件数、離婚件数は、共に前年度より幾らか減少しました。離婚率も若干低下したようです。それでも、平成25年も平成26年も3組に1組強の割合で離婚している状況です。

千葉

正確な数字はわかりませんでした。離婚の割合が3組に1組強というのは、離婚は多いという私の印象よりもさらに多い気がします。

千田

3組に1組くらいという話は耳にしていたが、このように統計を見ると、それは間違いないようだ。統計の裏付けがあると、自信を持って話したり書くことができてありがたい。この統計の数字は、私も身の回りと比べて多いという印象を受ける。

「家庭内別居」などということも結構耳にするが、そういうことも考慮するとうまくいっていない夫婦は2組に1組、つまり半分くらいになるような気がするが、どうだろうか。

泉

赤の他人が長く夫婦を続けていくことの難しさが浮き彫りとなった数字ですね。

因みに、諸外国の離婚率は米国、フランス、英国、ドイツ、オランダなどでは約50%、ベルギー、ポルトガルは約70%となっているようです。

千田

意外と先進国で離婚率が高いことに驚いた。他の国ではどうなっているのだろうか。興味が尽きないね。

泉

総務省統計局発行の『世界の統計 2015』に記載されている離婚率が一番高い国はポルトガルで72.73%、一番低い国はチリで2.63%とのことです。

地域別では、アジアで離婚率が一番高い国はカタールで42.11%、北アメリカではキューバで52.73%とのことです。

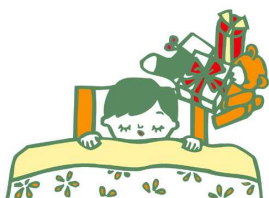
統計には載っていませんが、一説によると、モルディブは最も離婚率が高い国としてギネス世界記録に認定されたという話もあります。具体的数字はわかりませんが、ポルトガルより高いということになれば、80%前後ということになるのでしょうか。

千葉

モルディブは、新婚旅行先として人気が高い国だと聞いているので、意外な感じがします。

千田

新婚夫婦がこぞって行く国で離婚が多いとは、何とも皮肉な結果だね。





泉

モルディブは「モルディブ共和国」というインド洋にある島国で、インドとスリランカの南西に位置しているそうです。外務省によると、面積は298平方キロメートル（淡路島の約半分）、人口は35.7万人（2014年）、首都はマレ、宗教はイスラム教とのことです。

過去にはポルトガル、オランダ、英国などの植民地だった時代もあるそうですから、それらの国の文化の影響が残っているという側面もあるのでしょうか。

## ○結婚契約書の必要性

千田

こんなに離婚率が高いという現実を目の当たりにすると、結婚するときに「離婚するときはどうするか」ということを予め決めておく必要があるような気がするが、どうだろうか。ある程度の期間継続する雇用契約や、借地・借家契約でも、3組に1組強の割合で破綻することはない。結婚という契約こそ破綻する確率が高いのだから、破綻した場合はどうするかを取り決めする必要があると思う。しかし、現実には、そんな契約はみたことがない。

千葉

結婚するときの気持ちは、2人はルンルン気分です。神前やキリストの前で生涯連れ添うことを約束していますので、離婚のことまでは考えられないのではないのでしょうか。

千田

本人はそうだろうけれども、仲人や両親など周りの人がアドバイスしたらいいのではないかという気がする。弁護士もそういう争いの予防のために役立つ必要があると思う。医療の世界で言えば、「予防医療」みたいなものだ。弁護士は、裁判になってから初めて事件に関与するというだけではなく、「裁判にならないようにするためにはどうしたらいいか」ということも大事な使命だと心掛けるべきではないかという気がするが、どうだろうか。

泉

先生は、平成11（1999）年3月の事務所便り『的外』第107号で、「**結婚契約書**」のひな形を書いています。その中には離婚する際の条件が書かれています。

千田

もうすっかり忘れていたが、言われてみればあった気がする。事務所便りは300号を超えているので、何を書いたか覚えていないことが多い。さすが情報室長だ。

千葉

是非読んでみたい。後でコピーを下さい。

千田

あれから16年以上が経っている。その間さらに多くの離婚事件に関与し、勉強させてもらった。それらの体験を踏まえ、新たに「**結婚契約書**」のひな形を作ってみたい気がしてきた。

千葉

それは必要だと思います。一緒にやらせて下さい。





泉  
参考になる情報を集めてみます。

## ○民法は夫婦財産契約を予定している

千葉

民法では、「夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、民法の定めるところによる」(民法755条)と、定められています。これですと、夫婦は、婚姻の届出前に、夫婦の財産について契約するのが当たり前という書き方となっていますが、私達夫婦は、そんな契約はしていません。やっている人はいるのでしょうか。

泉  
私達もしていません。

千田

私もやっていない。夫婦間で夫婦の財産について契約しているというケースは、45年間弁護士生活をしているが、ほとんど目にしたことも耳にしたこともない。記憶には全くない。だが、事務長の指摘で、「民法は、夫婦間で婚姻の届出前に夫婦財産契約を予定しているんだ」と今更ながら気づき、まさに「目からウロコ」という思いだ。民法の規定の仕方だと、夫婦財産契約はやっておくのが当たり前だということになりそうだ。

しかし、現実には夫婦財産契約はしていないから、離婚に伴う財産問題は、裁判になってしまうと民法の規定と判例によって決められてしまうことになる。

千葉

民法は、明治29(1896)年にできた法律ですから、約120年前にできた法律ですが、夫婦財産契約なんて現代より進んだ一面を持っていたような気がします。

泉

そうですね。夫婦財産契約が原則で、民法の規定は、その契約がないときに適用されるのですから、夫婦財産契約の存在を予定しているわけですね。

千田

明治時代は、西洋に「追いつけ、追い越せ」で、どんどんヨーロッパの文化を取り入れたので、夫婦財産契約もヨーロッパに見倣ったものだと思うが、日本では定着しなかったのだと思う。なにせ、日本では、男女平等は、戦後昭和22(1947)年に、民法2条に「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない」と定められたのだからね。夫婦が対等の立場で、夫婦財産について契約するなどということは考えられなかったはずだ。「**結婚契約書**」あるいは「**離婚契約書**」など考える余地がなかったというのが、日本の社会だったのでないか。









# 結婚契約書

男(甲) 甲野太郎  
女(乙) 乙山花子

甲と乙は、本日、次の通り契約する。

## 第1条 (結婚の合意)

甲・乙は、結婚することに合意する。

## 第2条 (氏)

氏は、甲の氏を名乗る。

## 第3条 (婚姻届)

甲・乙は、後記立会人2名を証人とし、婚姻届を作成し、甲において平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、一関市役所に婚姻届をする。

## 第4条 (人権の尊重と協力、扶助)

甲・乙は、互いに相手の人権を尊重し、協力、扶助し合うものとする。

## 第5条 (禁止行為)

互いに次の各行為をしてはならない。

- ① 不貞行為
- ② 無断外泊
- ③ 暴力行為
- ④ 犯罪乃至これに類する行為
- ⑤ その他、相手の信頼を著しく害する行為

## 第6条 (財産の所有)

甲・乙は、財産については次の通りとする。

- ① それぞれが結婚前から所有する財産については、それぞれの所有とする。
- ② 結婚後に購入したり貯えたものは、名義の如何にかかわらず、2人の共有とする。

## 第7条 (生活費)

婚姻期間中の生活費は、次の通り分担するものとする。

- ① 甲・乙が共に働いている場合は、双方で分担する。その分担割合は、その収入に従い按分する。
- ② 甲・乙のいずれか一方のみが働いている場合には、働いている者が負担する。

## 第8条 (家事、育児)

家事、育児は、それぞれの仕事等を考慮し、按分し分担する。

## 第9条 (離婚方法)

甲・乙は、一方に婚姻継続の意思がなくなり、後記立会人を入れて協議しても修復が見込めない場合には、協議離婚をするものとする。

第10条（親権者）

協議離婚届をなす時点で、未成年の子供がいる場合には、次の通り親権者を定める。

- ① 小学入学前の子供については、乙とする。
- ② 小学入学後の子供については、その子供の選択に従う。

第11条（養育料）

子供は親権を行う者が監護養育するものとし、その相手方は親権を行う者に対し、子供が成人に達するまで毎月相当の養育料を支払う。

第12条（面会交流）

親権を行う者は、相手方に対し、1か月に一度の割合で子供に面会交流する機会を与える。

第13条（財産の清算）

- ① 結婚を解消する場合、甲・乙の共有物は折半し、各2分の1宛を取得する。
- ② 結婚前から所有していたもの及びそれぞれの身の回り品は、それぞれが取得する。
- ③ 一方が家を出、他方がその家に継続して住む場合には、金銭に見積もって清算する。
- ④ 住宅ローン等の借金は、住宅を取得するなどプラス財産や所得等を勘案し、分担する。

第14条（慰謝料）

- ① 第5条の禁止行為をするなど解消に至った原因を作った者は、相手方に対し、相当の慰謝料を支払う。
- ② 慰謝料の額は、前年度の年収額を支払うか、共有物の持分を無償で譲渡するか、相手方の選択に従う。但し、甲・乙が他の方法を定めた場合には、それに従う。

第15条（信義則）

本契約書に記載のない事項や本条項に疑義が生じた場合は、後記立会人を仲に入れ、信義則に従って解決する。

以上

平成 年 月 日

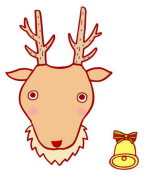
（ 甲 ）

（ 乙 ）

（立会人）

（立会人）





## 《 新刊のご案内 》 年寄りのための童話

### 『長生きを楽しむコツ その九 第15・16話』

新刊『長生きを楽しむコツ その九』が11月27日に発刊の運びとなりました。

- ㊦ 鳴かぬなら 殺してしまえ ホトトギス
- ㊧ 鳴かぬなら 鳴かしてみせよう ホトトギス
- ㊨ 鳴かぬなら 鳴くまで待とう ホトトギス
- ㊩ 鳴かぬなら それもまたよし ホトトギス
- ㊪ 鳴かぬなら それが一番 ホトトギス

上の句は、それぞれ誰の句かおわかりでしょうか。㊦は織田信長（1534-1582）、㊧は豊臣秀吉（1537-1598）、㊨は徳川家康（1542-1616）、㊩はパナソニック株式会社の創業者・松下幸之助氏（1894-1989）の句です。㊪は、僭越ですが私の駄作です。

松下幸之助氏は、功成り名遂げた方ですから、その句に余裕が感じられます。「それもまたよし」と言える境地は羨ましくて仕方ありません。73年間失敗の繰り返しで、綱渡りの人生を送ってきた身としては、信長、秀吉、家康という天下人に対し、憧れを持つのも恐れ多いことです。松下氏に対して対抗意識を持つなどということも、とても考えられません。失敗ばかり繰り返してきた人生を振り返り、その出た結果をいつでも「それが一番」と居直って生きていくほかに途はないという心境になっています。「失敗を楽しむ」ことにしたのです。

ついでに言えば、何度か死に損なった体験から、「人事を尽くして天命を待つ」ということの真意を知った気がします。

人の命については、自分自身も医療機関をはじめとする身の回りの方々も、やれるだけのことをやり尽くしたら「死んでも生き残っても、どちらでもいい」という思いに至りました。

やるだけのことをやれば結果はどうでもいいのですが、やるだけのことをやらなければ悔いが残ります。失敗しても「それが一番」と考え、「やれることをやったら、天命に従うだけだ」という心境になりました。「努力を楽しむ」ことにしました。

『長生きを楽しむコツ その九』の第15話「失敗を楽しむ」、第16話「努力を楽しむ」では、そんな思いを述べています。

